

中小・小規模事業所のための

感染症対策・BCP（事業継続計画）モデル

組織名：

---

令和 年 月 日 作成

令和 年 月 日 改定 第 版

## 1. 基本情報

- ・ 組織名
- ・ 所在地

## 2. B C P の発動条件（いずれかの段階で感染者が発生した場合に B C P を発動させるかを検討）

- ・ 国（例：国内の一部地域で感染者が発生している段階）
- ・ 香川県（例：県内で感染者が発生している段階）
- ・ 市（例：まん延防止等重点措置等が県から発令された段階）
- ・ 社内（例：社内で感染者または濃厚接触者が発生した段階）

## 3. 事業継続方針（感染発症段階ごとの対応方針）

- ・ 国（例：情報収集、事業活動の一部縮小の検討）
- ・ 香川県（例：勤務体制の変更による重要業務の継続）
- ・ 市（例：不要不急の事業の休止、変更後の勤務体制による重要業務の継続）
- ・ 社内（例：必要最小限の事業、業務のみ継続）

## 4. 重要業務の決定

- ・ 優先継続業務（例：売上、顧客、社会への影響から判断）
- ・ 優先継続業務を実行するために縮小すべき業務（ ）

## 5. BCP対応のための組織体制

- ・ 主担当：発動時の全体指揮・対策組織の運営
- ・ 副担当：主担当の補佐、不在時の代理
- ・ 人事担当：従業員の健康管理、出勤体制の検討
- ・ 感染拡大防止担当：職場の消毒清掃及び感染症拡大防止に関する

指示、感染の最新情報の収集

- ・ 業務継続担当：業務継続のための措置等の管理
- ・ 情報システム担当：業務を継続するための情報システムの維持、

社内外への情報発信、テレワーク導入等

## 6. 基本的な感染症予防対策

基本的な感染症予防対策としては、①相手との身体的距離を確保すること、②マスクの着用、③手洗いや咳エチケットという3つの基本と、3密（密集、密接、密閉）を避けるといった生活様式・行動を実践することが求められています。

### 1. 従業員の体調管理

従業員の体調管理の実施

発熱、体調不良の場合は受診と休暇を指示し、仕事上の行動歴を確認

### 2. 出勤体制

テレワーク、時差出勤、交代業務、週休3日制等の実施

### 3. 休憩・休息スペース（喫煙所、食堂等を含む）

共有物品は最小限にし、定期的に消毒を行う

2 mを目安に距離の確保、換気、休憩をずらすなど3密を回避

マスクを外しての会話を自粛、黙食の徹底

#### 4. トイレ

ペーパータオル、消毒液の設置

#### 5. 設備・器具、清掃

ドアノブ、スイッチ、電話、テーブル・イス等の頻繁な消毒

ゴミはこまめに回収し、回収者が直接ゴミに触れないよう留意

清掃時には、マスク・手袋の着用、作業後の手洗いの徹底

### 6 - 1. 職場別の感染症予防対策

① オフィスにおける感染防止・・・別紙1

② 製造現場における感染防止・・・別紙2

③ 販売店舗における感染防止・・・別紙3

④ 飲食現場における感染防止・・・別紙4

## ① オフィスにおける感染防止

## 別紙 1

### 1. オフィス勤務における対応策

- 2 mを目安に、一定の距離を保てる人員配置
- 対面座席は仕切板設置、対角の座席配置
- 1時間に2回程度の換気
- 始業時、休憩後など定期的な手洗いの徹底 石鹸、消毒液の配置
- 勤務中のマスク着用
- 共用物品や手が頻繁に触れる箇所を最低限にする工夫 触れた後の消毒
- 外来者受付などはアクリル板・透明ビニールカーテン等で遮断
- 不要不急の出張や外勤は控える
- 出張や外勤時における面会相手や時間、経路、訪問場所などの記録
- 会議やイベントのオンライン実施の検討
- 会議やイベントを行う場合は、最小人数で実施
- テレワークに対し、労働時間の適正な把握や環境整備などへの配慮

### 2. 外部関係者のオフィスへの立ち入り

- 外部関係者の立ち入りは、従業員に準じた感染防止対策を要請
- 名刺交換のオンラインアプリケーションの導入検討

## ② 製造現場における感染防止

## 別紙 2

### 1. 製造現場での対応策

- 1 時間に 2 回程度の換気
- 始業時、作業後、休憩後、など定期的な手洗い、消毒の徹底
- 手洗い水道設備、手指用消毒薬等の配置
- 勤務中のマスク着用、特に共同作業など近距離、接触が不可避な作業工程でのマスク着用の徹底
- ロッカールーム等利用時の使用時間帯の設定等による混雑・接触抑制
- 小グループで朝礼・点呼を実施し、その都度健康状態を確認
- 工程ごとに区域を整理（ゾーニング・区画分け）し、担当区域と他の区域間の往来抑制
- 一定規模以上の事業場でのグループ単位のシフト管理
- 機器類、スイッチ類、レバー類、共有する工具等の定期的な消毒の実施や必要に応じて個人別の専用手袋などを装着しての作業実施

### 2. 事業場への立ち入り

- 社外の人立ち入りを認める場合、従業員に準じた感染防止対策の要請
- 他の企業等への、事業場内での感染防止対策の理解促進

### ③ 販売店舗における感染防止

別紙 3

#### 1. 販売店側での対応策

- 従業員のこまめな手洗い、手指消毒の励行 顧客用の消毒液の設置
- 買い物カゴ、カートのハンドル、扉の取っ手などの定期的消毒
- 店舗内のテーブル・イス、タッチパネルなどの定期的消毒
- 間仕切り等の設置などによるレジ前での飛沫感染防止
- レジにおけるコイントレーでの現金受け渡しの励行
- 自動精算機、キャッシュレス決済の利用促進
- 対面での販売・説明・サービス時などにおけるマスクやフェイスシールド等の着用、正面での立ち位置回避と接客時間短縮への留意
- 換気設備の適切な運転・管理、窓やドアの定期的な開放
- 必要に応じた喫煙室の利用制限
- 顧客自ら取り分ける販売方法からパック・袋詰め販売への変更
- 日時、曜日を決めた特価販売など混雑に繋がる販売促進策の自粛
- ネットスーパーや移動販売等の利用の促進
- 店舗内のテーブルの配置や間隔の確保（2m、最低 1m）に留意
- 長時間の会話や近距離対面での飲食を回避するよう必要に応じた利用制限の実施

## 2. 顧客への協力依頼・情報発信（掲示・アナウンス）

- 客に発熱、咳などの風邪のような症状がある場合の入店自粛
- 入店時のマスク着用やアルコールスプレーなどによる手指の消毒
- 咳エチケットの徹底
- 店舗内等における他の顧客及び従業員との一定の対人距離（2m、最低 1 m）の確保
- 購入品の計画を立ててからの来店等、店内滞在時間短縮化への心掛け
- 来店回数の削減や混雑時間帯を避け少人数での来店
- 店舗内での不要不急な会話の自粛
- 購入しない品物への接触の自粛
- レジ前や入店前など客が列となる場所での床目印による距離の確保
- 電子決済や自動精算機の利用による従業員との接触回避
- 会計後に袋詰めをする台での客同士の距離の確保
- エレベーターでの混雑回避と高齢者、障がい者等の優先利用
- エスカレーターでの対人距離の確保



## ④ 飲食現場における感染防止

別紙 4

### 1. 飲食店側での対応策

- 順番待ちなど、2m（最低 1m）以上の間隔に誘導
- 順番待ちが店外に及ぶ場合、従業員による誘導や整理券の発行など列を作らない工夫
- テーブルは仕切りで区切るか、2m（最低 1m）以上の間隔を空けた、横並び席や対角着席への変更
- 真正面配置の回避やアクリル板等の間仕切りの設置
- 注文受け、配膳など従業員と客との間隔保持への工夫
- 食券機などの定期的消毒
- キャッシュレス決済の導入、コイントレイの使用と消毒 会計の都度手指の消毒
- レジに飛沫感染防止のアクリル板等仕切りの設置
- 持ち帰り実施店舗では、予約注文の実施など、客の店舗内滞在時間の短縮の工夫や非接触による商品の受け渡しの工夫
- 配達員への店舗従業員と同様の健康管理、手洗い等の衛生管理の実践、マスク着用の徹底

## 2. 顧客への協力依頼・情報発信（掲示・アナウンス）

店舗入口に、発熱、咳などの異常が認められる場合、入店に遠慮を求める

掲示

店舗入口や手洗い場所に、手指消毒用のアルコール等の設置

店舗入口及び店内に、食事中以外のマスク着用のお願いの旨の掲示

店内での大きな声を控えるお願い、黙食のお願いの旨の掲示

店内が込み合う場合の入店制限

## 3. 店舗の衛生管理

店内（客席）の徹底した換気を実施

客の入れ替わり時のテーブル、イス、メニュー等の消毒

卓上の調味料等は原則撤去

トング等は頻繁に消毒若しくは交換、または手袋の着用の推奨

厨房の調理設備の衛生管理、作業前後の手洗いの徹底

感染防止対策物資（消毒剤、マスク等）の数量管理及び備蓄

ユニホームや衣服のこまめな洗濯

## 7. 体調不良者（感染疑い者）又は感染者発生時の対応

### 1. 従業者に感染の疑いがある場合

発熱等の風邪症状、強いだるさ等の症状がみられる時は出社しないよう  
に従業者に周知徹底する

症状がみられる際は上司に報告させるとともに、医療機関に相談する

毎日、当該従事者に検温を実施させ体調を記録する

体調不良を押して無理な勤務をしている従事者がいないか随時確認する

### 2. 従事者が感染した場合

保健所の指導に基づき、濃厚接触者の特定に関わる調査協力・消毒作業  
等への速やかな対応を行う

感染事例を踏まえた予防対策を検討・導入し、従業者に周知徹底を行う

利害関係者（主な委託先、取引先など）に対して対応状況の周知

対応状況や供給に関する問合せの専用窓口の設置

退院後、保健所から指示された期間の健康観察を実施し、体調を確認しな  
がら復帰させる

### 3. 従業者の同居の家族に感染の疑いがある場合

同居家族に対する予防対策・感染者対策を指導及び周知徹底する

同居家族の体調不良についても上司に報告させる

#### 4. 従業員の同居の家族が感染した場合

- 当該従事者は、濃厚接触者となるため、保健所の調査や10日間の自宅待機による健康観察に協力しその指示に従う

#### 5. 取引先において感染者が発生した場合

- 当該感染者の症状が出た2日前から最終入社日までの行動履歴を取引先から徴収し、従業員との接点の有無を把握する
- 当該感染者が主な取引先に所属していた場合、事業中断に備え代替手段の実施、又は代替調達を行う

#### 6. 事業の縮小等

- 事業継続目標への影響が最小となるよう、対象範囲を明確にした事業の中断・自粛・縮小・撤退を行う

## 8. 復旧対策

#### 1. 事業の再開

- 新たな感染拡大を引き起こさないよう、段階的な事業復旧を行う

#### 2. 臨時体制の維持

- 新たな感染の発生時に、速やかに対応できるよう臨時の体制を維持する

#### 3. 協調的サプライチェーンの確立

- 取引先の復旧計画とその内容を把握し、足並みを揃えた事業復旧を行う